

商品名		○教育ローンふる里										
ご利用いただける方	<p>○（国内・海外問わず）大学院、大学、短期学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、高等学校へ就学するお子様をもつ方で次の要件に該当する方</p> <p>①年収が300万円以上の方（配偶者の年収50%加算可能）</p> <p>②当金庫の営業地区内に1年以上居住し、かつ引き続き居住する方</p> <p>③同一勤務先に1年以上勤務又は、同一事業を1年以上継続している方</p> <p>④20歳以上60歳以下の方（最終弁済時の年齢80歳未満の方）</p> <p>⑤反社会的勢力でない方</p>											
お使いみち	<p>○就学者の受験費用および入学費用</p> <p>○就学中の教育資金</p> <p>○就学中の生活費および学生生活に必要な費用</p>											
ご融資金額	<p>○無担保の場合は最高500万円</p> <p>○根抵当権を設定できる場合は、原則として担保価格の範囲内で最高1,000万円（就学子弟1名に対する最高限度額で、1万円単位）</p>											
ご融資利率	<p>○変動金利（当金庫の短期プライムレートを基準に変動いたします。）</p> <p>①就学期間中・・・年1.90%～年2.40%</p> <p>②卒業後（就学期間終了後）</p> <p>※パートナー協定等優遇金利 年0.50%以内の適用可</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>卒業後の進路</th> <th>ご子弟に給振あり</th> <th>ご子弟に給振なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県内に就職或いは居住された場合</td> <td>年2.55%</td> <td>年3.05%</td> </tr> <tr> <td>島根県外に就職或いは居住された場合</td> <td>年3.55%</td> <td>年4.05%</td> </tr> </tbody> </table>			卒業後の進路	ご子弟に給振あり	ご子弟に給振なし	島根県内に就職或いは居住された場合	年2.55%	年3.05%	島根県外に就職或いは居住された場合	年3.55%	年4.05%
卒業後の進路	ご子弟に給振あり	ご子弟に給振なし										
島根県内に就職或いは居住された場合	年2.55%	年3.05%										
島根県外に就職或いは居住された場合	年3.55%	年4.05%										
遅延損害金	○年14.60%											
ご融資期間	<p>○所定の就学期間＋元金返済期間（就学期間終了後最長15年）</p> <p>①所定の就学期間＝入学確定期間＋大学・大学院・短大・専門学校等の在学期間 ※入学確定期間は、合格通知書受理日から入学日の前日までとなります。</p> <p>②団体信用生命保険不加入の場合は、元金返済期間（就学期間終了後最長10年）となります。</p> <p>③就学期間から元金返済期間へは、70歳未満で移行して頂きます。</p> <p>④最終弁済時の年齢は、80歳未満となります。</p>											
ご融資形態	当座貸越型	証書貸付型										
ご返済方法	<p>○所定の就学期間中は、毎月10日に融資残高に応じた利息を指定口座より引落とし致します。また、元金の任意返済（随時・定額）もできます。</p> <p>○卒業後は、証書貸付型に変更していただき、毎月元利均等もしくは元金均等にて返済していただきます。（融資元金の50%を限度にボーナス返済もご利用いただけます。）</p>	<p>○毎月元利均等もしくは元金均等にて返済していただきます。（融資元金の50%を限度にボーナス返済もご利用いただけます。）</p> <p>※所定の就学期間中は元金返済の据え置きもできます。</p>										
連帯保証人	○1名以上											

商品名	○教育ローンふる里
保証料	○保証料は不要です。
担保	○ご融資金額が501万円以上の場合は、根抵当権を設定させていただきます。
手数料	○根抵当権を設定する場合 ※金庫所定の手数料をいただきます。
その他	○原則として証書貸付契約時に信用金庫団体信用生命保険に加入して頂きます。(保険料は当金庫が負担します) ○詳しくは、当金庫の窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。 ○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0855-22-1851）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲介センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。

日本海信用金庫